

情報システム刷新準備資金の積立てに関する基本方針について

自動車リサイクルの情報システムについては、今年度完了した性能対策等により今後10年間は継続使用できる見通しである、しかしながら、10年後の平成35年以降では現状の情報システムは、その時代のソフトウェア等と合わない可能性も高く、自動車リサイクルシステムの安定運用に重大な支障が生じる懸念がある。これに対処するには、情報システムの大規模な刷新の必要性が高く、このための資金を確保しておく必要がある。

本財団は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」第18条第1項^(※1)に規定される将来の特定の活動の実施のために、特別に支出する資金として、特定費用準備資金を積立てることができる。上述した情報システムの刷新のための資金確保のために、この制度を活用するものとする。上記の特定費用準備資金は、その使用目的から『情報システム刷新準備資金』（以下、「準備資金」という。）と称する。

上記準備資金の積立てに関する下記の「基本方針」は、本財団が定める特定費用準備資金等取扱規程（案）第5条^(※2)に基づき、本財団理事会で決議されるものである。

ただし、この基本方針については、資金管理業務規程第27条^(※3)に定められる資金管理業務の実施に関する重要事項と位置づけられるものであることから、資金管理業務諮問委員会にて審議後、本財団理事会の決議を得るものとする。

なお、将来の情報システムの刷新に要する費用の負担のあり方に関しては、経済産業省ならびに環境省の関連審議会での検討事項と考えられるが、平成16年3月17日 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクル WG 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会 第6回合同会議資料「指定法人業務に関する費用負担の基本的考え方について」において示された「ただし書き」を踏まえつつ、準備資金の積立てを実施するものとする。

《情報システム刷新準備資金の積立てに関する基本方針》

- (1) 平成35年度に想定される情報システムの大規模な刷新のために、指定三法人は平成34年度までに情報システム刷新準備資金（以下、準備資金という。）を積立てるものとする。
- (2) 準備資金の額は、自動車リサイクル法の制定当時に要した各種システムの設計・開発等の費用構成を基に、現在の指定三法人が利用する情報システムの状況を勘案して、これを定める（「添付1」参照）。
- (3) 資金管理法および情報管理センターによる積立額の上限は、情報システムを利用する関係者と合意された『情報システム利用費に関する按分比率』および平成16年3月開催の第6回産構審・中環審合同会議において示された『指定法人業務に関する費用負担の基本的考え方』に基づき、これを定める（「添付2」参照）。
- (4) 指定再資源化機関による積立額の上限は、上記の『情報システム利用費に関する按分比率』に基づき、これを定める（「添付2」参照）。
- (5) 指定三法人は、業務に支障が出ないように配慮し、原則として積立期間で平準化した額を毎年度の積立予定額とする。

準備資金の積立ては本来、公益法人への移行直後から実施すべきであったことに鑑み、積立期間は平成 23 年度から同 34 年の 12 年間とする。なお、今年度には原則として、平成 25 年度分に加えて平成 23 ならびに 24 年度分の 3 ヶ年分を積立てるものとする。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則-----

(*1) 第 18 条 特定費用準備資金

公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金(将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用(事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。以下この条において同じ。))に係る支出に充てるために保有する資金(当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を有する場合には、その事業等の区分に応じ、第一号の額から第二号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額に算入する。

- 一 当該事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額(当該資金の目的である活動の実施に要する費用の額として必要な最低額をいう。以下同じ。)のうちいずれか少ない額
- 二 当該事業年度の前事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額のうちいずれか少ない額

特定費用準備資金等取扱規程-----

(*2) 第 5 条 (特定費用準備資金の保有に係る理事会の決議)

本財団が、前条の特定費用準備資金を保有しようとする場合は、代表理事は、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立限度額、その算定根拠を「基本方針」として理事会に提示し、理事会は、次の要件を満たすときにおいて決議するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

資金管理業務規程-----

(*3) 第 27 条 (資金管理業務諮問委員会の審議事項)

資金管理業務諮問委員会は、代表理事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び必要と認める意見を代表理事に述べる。

- (1) 資金管理業務規程
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 再資源化預託金等の運用
- (5) 法第98条第1項に規定する特定再資源化預託金等の取扱い
- (6) その他資金管理業務の実施に関する重要事項

指定法人業務に関する費用負担の基本的考え方について-----

平成 16 年 3 月 17 日 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクル WG 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会 第 6 回合同会議 資料

【Ⅱ. ランニングコストについての具体的な費用負担の考え方】

上記を踏まえ、関係者間で詳細を検討してきたところ、詳細以下のとおりと整理される。

1. 資金管理法のランニングコスト

○自動車所有者にはリサイクル料金以外に資金管理法に関するランニングコストを資金管理料金として負担いただくことになるが、自動車メーカー・輸入業者は、①新たな自動車リサイクル制度の中心的役割を果たすべき存在として基盤的成本を、②リサイクル料金の払渡しを受ける立場として一定のコストを負担する。

○具体的には、

- ①資金管理業務に必要な基盤的成本である人件費、施設管理費等は、自動車メーカー・輸入業者が負担
- ②情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、リサイクル料金に関する普及・広報に必要な費用、といった自動車メーカー・輸入業者も便益を受ける業務に必要な費用は、自動車所有者と原則折半として自動車メーカー・輸入業者が一部負担となり、
資金管理料金としては、上記②のうち自動車メーカー・輸入業者が負担した残りの原則折半部分に加えて
- ③リサイクル料金の預託収受に要する費用(収受事務の委託コストや収受に必要な機器のリース費用、預託確認に必要な国土交通省等からの情報の取得に要する費用など)と資金運用に要する費用
- ④資金管理法の独立性・公開性の確保(資金管理業務諮問委員会や外部監査等)に要する費用が含まれることとなる。

※ただし、将来的にリサイクル料金の剰余金が離島・不法投棄対策などの必要量を超えて相当程度生じる場合には、情報システムの大規模な改造などもありうることから、上記②の費用に関して当該剰余金が充当されることについても視野に入れていくこととする。

2. 情報管理センターのランニングコスト

○自動車所有者にはリサイクル料金以外に情報管理センターに関するランニングコストを情報管理料金として負担いただくことになるが、自動車メーカー・輸入業者は、①新たな自動車リサイクル制度の中心的役割を果たすべき存在として基盤的成本を、②電子マニフェスト情報をリサイクル料金の払い渡し請求のエビデンスとして利用する立場として一定のコストを負担する。

○具体的には、

①情報管理業務に必要な基盤的成本である人件費、施設管理費等は、自動車メーカー・輸入業者が負担

②情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、電子マニフェスト制度に関する関係事業者向けの普及に必要な費用、といった自動車メーカー・輸入業者も便益を受ける業務に必要な費用は、自動車所有者と原則折半として自動車メーカー・輸入業者が一部負担と整理されることになる。

※ただし、将来的にリサイクル料金の剰余金が離島・不法投棄対策などの必要量を超えて相当程度生じる場合には、情報システムの大規模な改造などもありうることから、上記②の費用に関して当該剰余金が充当されることについても視野に入れていくこととする。

以 上